

第24回裁判のご報告

平成29年1月31日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護団の主張や証拠

★第56準備書面(被告国第17準備書面に対する反論)

○概要

- ① 被告国は、規制権限を行使することを義務付けられるための‘予見可能性’が「専門的研究者の間で正当な見解であると是認され、通説的見解といえる程度に形成、確立した知見であることを要する」と主張している。被告国は上記基準の根拠として、原子力工学研究者である岡本孝司・山口彰の各意見書を引用する。

被告国が主張する上記基準は、規制者側にとって、恣意的で曖昧な基準である。上記基準だと、学会内で複数の議論があったとか、学者間に異論があったなどといえれば、未だ正当な見解として是認されていないと主張でき、いくらでも被告国は責任を負わないことができる。

万が一にも重大事故を起こさないための高度の安全性が要求される原子力発電所の安全規制においては、上記基準ではなく、安全側に立って無視できないと評価されるだけの知見があれば十分である。

また、被告国が引用する意見書作成者岡本氏・山口氏は、地震津波の発生到来に関して全くの専門外であり、地震津波の専門研究者の既にある見解すら真摯に検討・把握しておらず、単なる憶測を述べているに過ぎない。

- ② 被告国は、2002年「長期評価」について、津村建四朗氏・松澤暢氏の意見書に基づき、未成熟な知見であったと主張する。

しかし、津村氏が委員長を務めた地震調査委員会は、2002年「長期評価」の内容を確認した上で、了承し、公表した。また、松澤氏が委員を務めた2004年以降の地震本部長期評価部会において、領域分けや3つの津波地震の評価につき、見直しの議論がなかった。

したがって、2002年「長期評価」は、発表された時点で、十分な妥当性・知見としての成熟性を有していた。

- ③ 被告国は、防波堤の設置を行えば、その他の津波防護措置が求められることはなく、防波堤を設置しても本件原発事故を回避できなかったため、被告国に責任はない、と主張する。

しかし、防護の多重化のため、そして防波堤が十分に機能を発揮できない事態も想定し、多重の津波防護措置が講じられる必要がある。防護の多重化という考え方は、原子炉安全確保の基本であり、原子力規制委員会が策定した新規制基準でも求められている。

そのため、防波堤の設置と並行して、建物の水密化や非常用電源設備等の高所配置等の津波防護措置が講じられるべきである。現に、被告東京電力は、過去に津波防護策として、防波堤の建設ではなく、重要機器の高所配置・建屋

水密化といった対応を短期間で実施し、国に報告し確認を経ていた。

大物搬入口等の想定された浸水経路に対して水密化対策をとり、タービン建屋内の非常用電源設備等の重要機器が設置された部屋についても重ねて防水扉等の水密化対策をとっていれば、非常用電源設備等の被水による全交流電源喪失を回避することができ、本件原発事故も回避できた。

- ④ 被告国は、原告らが主張する結果回避措置について、いずれも工学的な検討もされておらず、具体性を欠く画餅に過ぎず、不十分な主張であると批判する。しかし、原告らが主張すべきことは、技術的に実行可能であり、敷地を越える津波に対する防護効果が確認される結果回避措置であり、詳細な設計内容等の特定まで不要である。そして、原告らが主張する結果回避措置は、被告国が提出した岡本孝司氏の意見書等に、技術的に実行可能であり、講じられれば本件事故を回避できた旨記載されている。

★第57準備書面(被告東京電力共通準備書面(17)に対する反論)

○概要

- ① 漠然とした不安感を超えて避難行動をとることが、通常であればやむを得ないのであれば、避難行動は合理的である。この避難行動に対して、賠償が認められるべきである。
被告東京電力は、一貫して、原告らが低線量被ばくによる健康影響を完全に証明できなければ避難の合理性を認められないと主張している。原告らの主張を理解していない反論である。
- ② 人体に遺伝子損傷の修復機能が備わっている事を前提としても、低線量でも遺伝子の複雑損傷は起こり得る。
被告らが根拠とするWG報告書は、最新の知見を踏まえれば再度見直されるべきである。WG報告書に基づいて、低線量被ばくの危険性を否定することは、現状、できない。
- ③ これだけ科学が進んだ現在において、低線量被ばくによる発がんリスクが一切認められないと断定できず、低線量であっても発がんリスクの明らかな増加を認める可能性がありうるという調査結果・議論が現在も存在している点が、重要なのである。

★第58準備書面(本訴訟の原告らに生じたふるさと喪失被害／本訴訟の原告らが避難を継続することの合理性)

○概要

- ① 原告らは、本件事故により、地域で築き上げてきた丸ごとの生活を奪われた。ある避難者は、このことを「人生がなくなった」と表現している。
原告らが請求する「ふるさと喪失慰謝料」とは、原告らが居住していた地域において様々な生活の諸条件を一体として含む日常生活における生活利益そのもの、すなわち「包括的生活利益としての平穩生活権」として把握すべきである。
- ② ある原告の方は、飯館村で仕事を通じて築き上げた人的関係・近隣との交流等を基盤とした生活基盤を失い、避難先において、知り合いは娘夫婦以外ないと述べ、生きがいを失ったも同然であった。また、ある原告の方は、双葉町での生け花教室という仕事・そこでの生徒との交流、近隣住民との楽しい会話や野菜の交換、自宅の庭の手入れ、身近にある自然とのふれあいを生きがいとしており、本件事故によりこの生きがいを失った。ある原告の方は、南相馬市小高区

の自宅での金属加工業という仕事，地域住民同士の交流や家族とともに伝統行事へ参加すること，自然とのふれあいを生きがいとしており，やはり本件事故によりこの生きがいを失った。

- ③ 避難の合理性や損害を正しく判断するためには，原告らの主観的受け止め方を深く検討する他ない。

子どもたちの尿からセシウムが検出され，血の気が引き目の前が真っ暗となり，迷いなく避難した原告がいる。色々な情報があって判断できず，全然目に見えない放射能に不安を抱き，何年も経ってから子どもに異変が生じると考え，避難した原告も居る。

リスク認知論という観点からも，原告らが感じている不安・恐怖がリスクを強く感じる種類である。

原告らが抱えた不安・恐怖を感じれば，避難することはやむを得ない。

★第59準備書面(被告国第17準備書面中「原子力工学の観点」等の主張に対する反論の補足)

○概要

- ① 被告国の主張は，一言でいえば，安全対策に掛けることができる金・人・時間は有限であるため，経済性(営業利益確保)を重視し全電源喪失対策を怠ったことは，「原子力工学の観点から」やむを得なかった，というものである。この被告国の主張は，岡本孝司氏・山口彰氏・津村健四朗氏の各意見に基づいている。「原子力工学の観点」とは，「万が一にも放射性物質を出させない」ことである。

岡本氏や山口氏は「原子力工学の観点」などと述べるが，「金がかかるから対策を先延ばしにしたい，既存原発を止めたくない」という気持ちが強かった被告東京電力の意向と，対策をとらせなかった被告国の意向を受けて，不作為を正当化する意見書を作成したのである。同人らの意見書は，科学的技術的意見というよりは，単なる感想に過ぎない。

- ② 平成7年に発生したもんじゅナトリウム漏えい事故における「腐食に関する」知見は，「問題意識をもって調査すべき知見」であって，被告国が主張するような「後知恵バイアス」と称されるものではない。

- ③ 本件事故以前に，津波による機能喪失を防ぐ措置をとろうとした場合，原子炉設置許可は不要である。ただし，例えば空冷式非常用ディーゼル発電機を追加して設置する場合には，原子炉設置変更許可申請は必要となるが，それほど時間を要することはない。

岡本氏は，「許認可には，例えば2～3年程度といった，相応の期間が見込まれると考えるべき」と意見している。しかし，やる気があれば，1～2年で十分に可能である。

やらなかったのは，金がかかる・改造する期間は稼働できない・これまで安全と主張してきたこととの整合性がとれなくなる，などを「リスク」ととらえ，安全対策を怠ったからに他ならない。

★第60準備書面

○概要

被告東京電力は，原告の方々が主張する損害について，時期が遅れており，この裁判において審理してはいけない等原告の方々の個別の損害に対する反論を

していた。

これに対して、本書面において、上記被告東京電力の主張が誤っている等の反論を行った。

★最終準備書面 第1分冊・第2分冊・第3分冊・第4分冊・第5分冊

○概要

これまでの原告らの主張をまとめたものです。
別紙の目次をご確認ください。

★その他提出した書面

- 求釈明に対する回答書
- 国提出の証拠(意見書)の却下を求める申立書

★提出した主な証拠

崎山比早子先生の意見書、耐津波設計に係る工認審査ガイド(原子力規制委員会作成)

(2) 被告東京電力の主張や証拠

★被告東京電力共通準備書面(18)(原告らの求釈明に対する回答)

○概要

- ① 被告東京電力は、2002年2月に公表された「津波評価技術」に基づき、本件原発付近の設計想定津波を試算した。この試算結果は、本件原発6号機の海水系ポンプの電動機据付レベル(O.P+5.6m)を上回るものであった。
そのため、被告東京電力は浸水防止用の工事を行った。
- ② この他にも浸水防止用の工事を行ったが、いずれにしろ、原告らが主張する敷地高さO.P+10～12m盤への津波遡上を前提とするものではない。

★被告東京電力共通準備書面(19)(避難指示区域における帰還・復興に向けての取組)

○概要

- ① 避難指示等対象区域のうち、避難指示解除準備区域と居住制限区域については、富岡町と浪江町を除き、既に解除されているか、又は平成29年3月末日までに解除されることが既に決まっている。富岡町と浪江町は、平成29年3月までの避難指示解除に向けた取組が本格化している。
- ② 平成28年12月20日に政府が閣議決定をした「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」に基づき、住民の帰還や地域の復興に向けての取組やそのための各種環境整備・サポート体制等は、今後も着実に進行することが見込まれる。

★被告東京電力共通準備書面(20)(原告らの訴え変更申立に対する答弁)

○概要

原告らの訴えの変更申立に基づく東京電力に対する請求は、いずれも認められない。

★被告東京電力共通準備書面(21-1)(最終準備書面:損害論に関する主張のまとめ)

○概要

これまでの被告東京電力主張のうち、損害論に関する主張をまとめたものです。別紙の目次をご確認ください。

★被告東京電力共通準備書面(21-2)(最終準備書面:過失論に関する主張のまとめ)

○概要

これまでの被告東京電力主張のうち、過失論に関する主張をまとめたものです。別紙の目次をご確認ください。

★提出した主な証拠

工事施工報告書(株式会社東京エネシス作成), 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について(国作成), 飯舘村・富岡町・浪江町における各「ふるさとへの帰還に先立つ長期の宿泊」の実施について(原子力災害現地対策本部作成), 飯舘村・富岡町・浪江町・南相馬市が発行した各広報誌

★その他提出した書面

- 上申書
- 準備書面の訂正書

(3) 被告国の主張や証拠

★国18準備書面

○概要

原告らの訴えの変更申立に基づく東京電力に対する請求は、いずれも認められない。

★最終準備書面

○概要

これまでの被告国の主張をまとめたものです。別紙の目次をご確認ください。

★その他提出した書面

- 第5準備書面の訂正について
- 意見書

★提出した主な証拠

岡本孝司教授(東京大学大学院工学系研究課原子力専攻教授)意見書の訂正, 今村文彦教授(東北大学災害科学国際研究所所長津波工学研究分野教授)意見書, 青木一哉氏(原子力規制部安全規制管理官)の意見書

2 弁護団員，原告の方々による意見陳述

3 被告東京電力による意見陳述

4 今後の裁判の日程

判決言渡日

平成29年 月 日()

以 上